明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十三年一月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年一月二十八日開催予定のA種株式にかかる種類株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年一月五日

東京都港区芝大門二丁目五番五号

株式会社クラウンライン

代表取締役社長　家本賢太郎

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十三年一月二十日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年一月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年一月五日

東京都豊島区西池袋二丁目四一番八号

SBMグルメソリューションズ株式会社

代表取締役　堤　幸治

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十三年一月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年二月八日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年一月五日

新潟県佐渡市八幡二〇四三番地

国際佐渡観光ホテル株式会社

代表取締役　河村　多克

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十三年一月二十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年二月五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年一月五日

大阪市北区天満四丁目一六番九号

阪神ローレルフーズ株式会社

代表取締役　岩渕　克之

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十三年一月二十日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年一月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年一月五日

大阪市中央区南本町四丁目二番二一号イヨビルディング　株式会社ベストリザーブ

代表取締役　真玉　寿人

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十三年一月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載の株主をもって、平成二十三年一月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年一月五日

福岡県久留米市百年公園一番一号

株式会社グリーンペプタイド

代表取締役　郡　高秀

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十三年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年一月五日

鳥取県米子市末広町一二七番地

山陰石油株式会社

代表取締役　坂口　元昭

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十三年一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年一月五日

香川県高松市牟礼町大町二五〇八番地

更生会社　株式会社チェリーゴルフ屋島

管財人　進士　肇

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者であるパリャ・アレッサンドロが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年一月五日

東京都渋谷区道玄坂一―一二―一渋谷マークシティ二二階

BINARI　SONORI　S.R.L.

日本における代表者

パリャ・アレッサンドロ

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である谷昌樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年一月五日

東京都渋谷区代々木二丁目二八番七号代々木NTビル四階

スタディグループインターナショナル株式会社

日本における代表者　谷　昌樹

**限定承認公告**

本籍長野県岡谷市天竜町一丁目一一一番地、最後の住所長野県岡谷市天竜町一丁目三番一〇号　被相続人　亡　小口冨士子

右被相続人は平成二十二年十月四日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月二十日長野家庭裁判所諏訪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

長野県岡谷市天竜町一丁目四番九号

相続財産管理人　小口　和男

**限定承認公告**

本籍大阪府東大阪市菱屋東二丁目一〇〇番地一、最後の住所大阪府東大阪市菱屋東二丁目九番二号　被相続人　亡　相川　忠一

右被相続人は平成二十二年八月二十日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月二十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

三重県名張市つつじが丘南六番町九四番地

相続財産管理人　喜多　時子

**限定承認公告**

本籍岡山市中区平井一一一五番地三〇、最後の住所岡山県瀬戸内市長船町服部一四五二番地五　被相続人　亡　国実　弘

右被相続人は平成二十二年九月十七日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月十三日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月五日

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄四一五ニューエルディム貴船三一〇一

相続財産管理人　国実　映里

**訂正公告**

平成二十二年十二月十七日掲載の有限会社情報総合研究所に係る資本金の額の減少公告中、資本金の額を「五十万円減少し五百五十万円とする」とあるは、「五百五十万円減少し五十万円とする」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年一月五日

北海道旭川市永山三条一丁目四番二八号

有限会社情報総合研究所

代表取締役　北條　孝三

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 六六三 | 二 | 一二～一〇（終りから） | 2　主文を廃止する。<br>3　理由の要旨<br>破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | 2　主文を終結する。<br>3　理由の要旨<br>配当が終了し破産管財人による任務終了の計算の報告が相当と認められたので、破産手続は終結した。 |

（原稿誤り）

平成二十二年七月十六日（号外第百五十号）掲載の金沢地方裁判所に係る平成二十一年（フ）第四九四号破産手続廃止中

◉号外　一月五日付第二号九六ページ　ジ●同日付政府調達第二号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部（配送料別）　一三六円（本体一三〇円）